

平成17年6月22日

委員名 諏訪亜紀

1) 条例骨子に関する長野県条例における課題

長野県においては、環境先進県への飛躍を念頭に置き、高い理念とそれを支える具体的な行動を掲げている。県条例はこの「理念と実行」の方向性を明確に示す役割を果たすものとして、世界的問題を視野に入れつつ、県・県民として行うべき行動の指針となるべきものであろう。また、条例に定められる施策は、理念を達成するための有効なツールとして機能することが求められている。

さらに、県・県民の参加意識を高め、環境行動の継続を確かなものにするために、参加・協働の原則を基に、意思決定場面への有効な県民参加を図ることが望まれる。

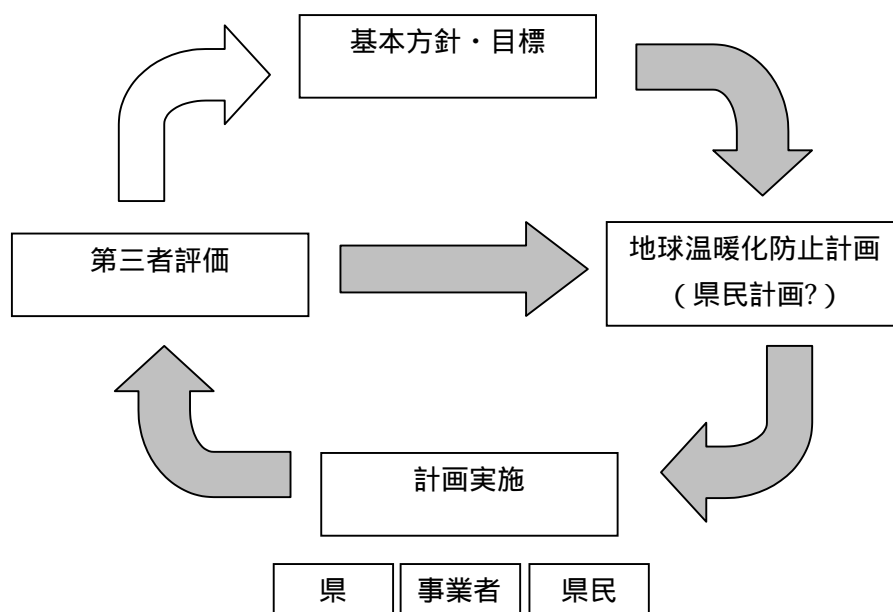
以上のような概略を踏まえ、以下京都市の温暖化防止条例の骨子と対応させながら、長野県条例における課題例を挙げてみた。

(参考；京都市温暖化防止条例骨子)	長野県条例における課題
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 持続可能性(sustainability)</li> <li>● 地球環境保全</li> <li>● 社会的公平</li> <li>● 県内・国内・国際的観点</li> <li>● 世代内・世代間</li> <li>➤ 県民参加・協働の原則</li> <li>➤ 透明性・情報公開の原則</li> <li>➤ 継続的改善の原則</li> </ul>
目的	
定義	
市の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 数値目標 県民計画での排出削減目標値とのリンク</li> </ul>
市・事業者・市民等の責務	
年次報告 (域内排出量・施策実施状況及びその評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施策実施担当の明確化</li> <li>➤ 施策目標の数値化</li> <li>➤ (施策実施状況報告に加え)解決すべき課題の特定</li> <li>➤ 第三者機関による評価</li> <li>➤ (評価により)政策強化・追加</li> </ul>

地球温暖化対策計画 (計画実施期間・温室効果ガス総排出量の削減目標その他基本方針・具体的施策など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県民計画の位置づけ</li> <li>➤ 計画の定期的見直し</li> </ul>
特定事業者排出量削減指針	
市による対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境マネジメントシステムの必要性と意義につき要検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県による率先行動としての意義</li> <li>● 直接影響・間接影響</li> <li>● 計画進行管理との二重手間</li> <li>● 費用対効果</li> </ul> </li> <li>➤ クロスセクショナルなタスクフォースの設定</li> </ul>
➤ 自然エネルギーの優先的な利用	
➤ 環境マネジメントシステムの導入	
➤ 温室効果ガスの排出の量が比較的小さい機械器具及び役務の提供	➤ エネルギーの効率的利用
➤ 公共交通機関の利用	
➤ 廃棄物の減量化の推進	
➤ 従業員の環境教育	
特定事業者等の取り組み	
➤ 特定事業者排出量削減計画書の作成	
➤ 変更の届出	
➤ 完了の届出	
➤ 特定排出機器販売者の表示義務	
➤ 報告または資料の提出	
➤ 特定事業者等に対する勧告及び公表	
条例施策の評価及び見直し	
条例の見直し	<p>重点的に検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財政措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要と思われる場合、目的税を創設</li> <li>● 既存財源のグリーン化</li> <li>● グリーン度に応じた減免措置</li> <li>● 県への還流</li> </ul> </li> <li>県財政状況？環境部門予算？</li> <li>➤ NGO プロジェクト助成</li> </ul>

## 2) 地球温暖化防止計画（県民計画？）に関する評価・見直しについて

具体的な行動プランとしての地球温暖化防止計画的なもの（長野県においてはおそらく地球温暖化防止県民計画が該当）については、毎年度項目別に詳細目標を立て、各項目の目標が2010年度までに達成できるよう進捗状況を進行管理する必要があると思われる。具体的には、各項目毎に実施主体を特定し、年度毎の進行状況を公表することが望まれる。さらに、参加の原則の観点から、県民を含めた第三者機関による進行状況の評価を行い、この評価によって政策・施策の追加・強化が図られることが求められる。



## 3) 個別政策について

地球温暖化防止県民計画等の政策の実効性を高めるためのツールとして、条例が有効な役割を果たすことが求められる。一般的に政策には大きくわけて、「ハードアプローチ」「ソフトアプローチ」の二つの方向があるものと考えられる。ハードアプローチは、罰則などを背景に行動を強制的に規制するもの、ソフトアプローチは経済的インセンティブなどを背景に行動を誘導するものといえるだろう。条例とはこの両面の作用を持ち得るものである。個別政策を条例で扱う場合には、当該政策が条例の規制的側面に拠るべきものか、非規制的側面に依拠すべきものか、また、両者相互依存的な政策も含めて有効なデザインを探る必要があると考える。すなわち、政策・施策には両者の中間的な分野があるし、ハードアプローチひとつとっても、単に規制を強めるだけでなく、インセンティブとの抱き合わせでより社会的受容性も実効性も高まる可能性がある、（以下、規制的・非規制的アプローチによる政策の例をアイデアレベルのものも含めて挙げてみた。）

項目例 \ 政策分類	ハードアプローチ（規制的）	ソフトアプローチ（非規制的）
環境保全と調和する 産業構造への転換	事業者排出量公表義務付け等	県内排出量取引
	環境影響評価における排出量算出及び公表（環境影響評価法横出し）	
	熱需要統計の作成・県エネルギープラン	
		域内エネルギー供給支援
地場産再生可能エネルギーの活用	RPS 上乘せ	グリーン電力証書取引
	大口電力利用者へのグリーン電力調達義務付け	税の減免措置等との抱き合わせ
		エネルギー作物生産者税制優遇
エネルギー過剰消費 社会からの転換	大口ワンウェイ製品利用者へのリサイクル商品利用義務付け	税の減免措置等との抱き合わせ
		（収支分岐点等がわかりやすい）省エネラベル制度
	自動販売機屋内設置義務	
	24 時間営業原則禁止	24 時間営業自粛指導
	開発規制 都市計画緑地化率	コミュニティ・プランナーを中心とした地域保全計画
車依存社会からの脱却	重点地域車両総量規制	代替交通網の充実 着席通勤の原則
	大口自動車利用者使用合理化計画	駐車場税（グリーン度に応じた減免措置を含む）
複合分野	環境目的税	グリーン度に応じた減免措置
		既存財源のグリーン化（グリーン度に応じた減免措置を含む） 固定資産税・相続税等の歪み是正 自動車税制の歪み是正 ノンカーユーザー優遇 初期投資補助 何らかの形で県へ還流
		NGO・NGO プロジェクト助成

	その他参考	
	カロリー規制（ベルギーの一般家庭で行われているもの。世帯は毎年予め一定のカロリー割り当てを受け、その分を支払う。省エネした分は現金で還付される。超過の場合は追加支払い。）	一般家庭における目に見える形でのコスト削減・還付

なお、ハードアプローチとソフトアプローチと分類している施策も実効性などに応じてさらに以下のような種類に分類することができ、目的に応じて使い分ける必要があるだろう。

ハードアプローチ	1. ソフトアプローチ」
a)補助金 b)コマンド&コントロール(いわゆる個別の排出規制など) c)技術基準	a) 広報・普及 b) 行政の率先行動 c) 自主協定 d) 経済的な枠組み - 直接：CO2 では排出量取引など - 間接：税の減免、低率炭素税（排出抑制目的の高率炭素税は直接？）